

令和7年4月1日より以下の通知書を変更します。

- ・省エネ適合性判定
- ・認定低炭素
- ・省エネ向上計画認定

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第111号）の施行に伴い、認定通知書の発行形式を下記のとおり変更します。

1 通知書の押印を廃止

【～令和7年3月31日認定分】

市長名記載および市長印を押捺した認定通知書



【令和7年4月1日認定分～】

市長名記載のみ（**市長印無し**）の認定通知書

2 電子データによる受け取りが可能

オンライン申請フォームで受け付けた申請に限り、希望に応じて、認定通知書を電子交付いたします。

電子データによる交付を希望する場合は、
オンライン申請フォームの該当項目にてお知らせください。

◆認定低炭素・省エネ向上認定のオンライン申請フォーム

4月1日より、上記内容にあわせたオンライン申請フォームを公開します。
詳しくは、市HPをご確認ください。

福岡市 省エネ適判・認定低炭素・省エネ向上認定

検索

【お問い合わせ先】

福岡市 建築審査課 設備係
電話：092-711-4583